

## ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)の解釈について

### 輸入注意事項7第37号(7.5.15) 改正①輸入注意事項7第69号(7.11.24)

平成7年11月24日付け通商産業省告示第685号(輸入公表の一部を改正する告示)により輸入割当制となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループIIに属する物質(ハイドロプロモフルオロカーボン(以下「HBFC」という。))の解釈については、次のとおりとします。

1 輸入公表に定めるHBFCの種類等は、次の表のとおりです。

物 質 名	化 学 式
ジプロモフルオロメタン	$\text{CHFBr}_2$
プロモジフルオロメタン	$\text{CHF}_2\text{Br}$
テトラプロモフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HFBr}_4$
トリプロモジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_2\text{Br}_3$
ジプロモトリフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_3\text{Br}_2$
プロモテトラフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_4\text{Br}$
トリプロモフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{FBr}_3$
ジプロモジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{F}_2\text{Br}_2$
プロモトリフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{F}_3\text{Br}$
ジプロモフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_3\text{FBr}_2$
プロモジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_3\text{F}_2\text{Br}$
ヘキサプロモフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HFBr}_6$
ペンタプロモジフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Br}_5$
テトラプロモトリフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Br}_4$
トリプロモテトラフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Br}_3$
ジプロモペンタフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Br}_2$
プロモヘキサフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_6\text{Br}$
ペンタプロモフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Br}_5$
テトラプロモジフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Br}_4$
トリプロモトリフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_3\text{Br}_3$
ジプロモテトラフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_4\text{Br}_2$
トリプロモペンタフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_5\text{Br}$
テトラプロモフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_3\text{FBr}_4$
トリプロモジフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_3\text{F}_2\text{Br}_3$

ジブロモトリフルオロプロパン	$C_3H_3F_3Br_2$
ブロモテトラフルオロプロパン	$C_3H_3F_4Br$
トリブロモフルオロプロパン	$C_3H_4FBr_3$
ジブロモジフルオロプロパン	$C_3H_4F_2Br_2$
ブロモトリフルオロプロパン	$C_3H_4F_3Br$
ジブロモフルオロプロパン	$C_3H_5FBR_2$
ブロモジフルオロプロパン	$C_3H_5F_2Br$
ブロモフルオロプロパン	$C_3H_6FBr$

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表のHBFC及び当該物質を含む混合物であつて、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンベ、缶等の容器に入っているものが対象となります。

なお、HBFC及び当該物質を含む混合物が消火剤として設備、装置又は消火器等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

- (1) 対象となる例
- イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンベ、缶等の容器に入っているもの。
  - ロ HBFCを含む混合消火剤であつて関税率表第3813.00号に該当し、かつ、イに記載の容器に入っているもの。

(2) 対象とならない例

- イ 消火器の中に消火剤として入っているもの。
- ロ 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているポンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの。
- ハ 消火装置に消火剤を送る目的で接続することが予定されているカートリッジ式のポンベ等の容器の中に消火剤として入っているもの。